



239号

2019年

12月23日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

目次: 1: センター入試手当の見直しについて要求書を準備中 1~2: 事務手続き簡素化にむけて意見募集中
2: 振替休日と代休について 3~4: 臨床系教員の裁量労働制適用についての回答 4: 学習会感想
5~6: クリスマスパーティ報告 6: 医大懇報告 7: 旅日記 8: お知らせ

センター入試手当の見直しについて要求書を準備中



これまでセンター試験当日の業務に関しては1日当たり12,000円のセンター入試手当(監督補助者は6,000円もしくは4,000円)が支給されてきました。しかし、これを今年から廃止し、代わりに1日7時間45分を超える勤務があった場合に超過勤務手当を支給するという見直しが行われています。

このことに関して、大学側から組合へは11月に簡単な連絡があり組合と人事課でやりとりをしていました。しかし十分な説明のないまま、11月に入試手当支給基準が改正され、12月の職場代表委員会の議題に上がっています。

今回の見直しは、本来法律に従えば支払うべきであった超過勤務手当をきちんと支払うというのが目的であると推測できます。そのこと自体は法を遵守するという立場から当然のことです。しかし、11月の経営協議会や役員会の資料を見ますと、従来のセンター入試手当の場合支給見込総額が1300万円であるのに対し、見直し後の支給見込総額は1000万円であるとあります。教職員に

対して支給される手当の総額が減っているということは、個々人で見えた場合には支給額が従来より減る人が出るということです。このように不利益変更となる人が出る場合には、教職員や組合に対して丁寧な説明が必要です。丁寧な説明なしに今年度のセンター試験から見直しを実施しようというのは拙速ではないでしょうか。

大学側は、センター試験実施に伴う休日出勤については、振替休日を取るのが原則としているので、当日の超過勤務時間分だけ超過勤務手当を支払えばよいと考えているのかもしれませんが、しかし、現実問題として振替休日をセンター試験と同じ週に実質的に取れている人がどれだけいるのでしょうか?

組合としては振替休日の問題も合わせて大学側の認識を確認するべく、現在要求書を準備中です。可能ならばセンター試験までに団体交渉を行いたいと考えています。(参考: 2ページの「振替休日と代休」の記事も合わせてお読みください。)

事務手続き簡素化にむけて意見募集中



教職員の皆さんは、本学で事務作業をはじめとする様々な業務に当たる際に、「無駄だなあ」「これやって何の意味があるんだろう」と思われたような経験はありませんか。



例えば、同じような書類を何度も提出させられる(学生をTAに雇用する際に、出張手続きをする際に、それぞれにお金の振込先の書類の提出が必要、学部生が修士に上がった場合、同一人物でも再度提出されるなど)、印鑑の印影が違っていると書類を突き返される、海外渡航時

には「国際交流システム」から業務内容を入力し、さらに最近は「安全保障輸出管理 事前確認シート」も出さねばならない、海外から学生を受け入れる際には、受け入れ側の教員が学生の細かい生活の世話(口座の開設など)までしなければならないなど、教職員が本来の業務に専念することを妨げるような業務が多数あります。

一方で、政府は「働き方改革」を進め、業務の効率化、生産性の向上により、労働者の過労を防止し、ワークライフバランスのとれた働き方をすべきだと言っています。「改革」が求められる中

で、いままでのような旧態依然とした書類中心で縦割り型かつ前例主義の事務仕事で、果たして効率が上がるのでしょうか？書類を誤謬なく作れと言われても、時には中央省庁が都合の悪い書類を改竄したり廃棄したりするような報道がなされる中で、提出を求められる様々な書類の必要性について、疑問をお持ちの方も多いと思います。

さらに、事務作業に用いる電子的なシステムも乱立しており、一元化
されていないためか、複数の書類を出しなおしたりする点も大いに問題です。出張の書類一つを取っても、教員が紙で作成し、押印した書類を事務方が確認して、再度、予算コードなどを会計システムへ入力するのは、単なる労力の無駄でしかありません。教員が出張申請時に、予算コードなどを入力して、それが電子システム上で決済されるようにすれば、どれだけ労力が減ることでしょうか。また、教員は裁量労働制だから仕事を増やしても賃金が生じないと勘違いしているのか、シラバスでは「コンピテンシー」なる、全く何の役に立つのか疑問のある数値すら入力させられる始末です。こういった過剰な仕事の要求が、ますます教員が本来業務である教育・研究に専念する時間を奪っているともいえます。

これらの不合理を改善し、全ての教職員が優先度の高い業務に専念できるように、事務作業を含むあらゆる業務の見直しを要望します。

- 例えば
- ・書類は押印不要で、電子システム上で完結するものとする
 - ・同様の内容の書類は極力廃止し、一元化を進める
 - ・書類への記載内容を精査し、真に必要なモノのみに絞ること
 - ・部署間の縦割りを廃止し、一つのシステム上で他の部署でも状況を把握し、情報を共有できるシステムにすること
 - ・新しいシステムを作る際は、前例にとらわれず真に必要な内容のみを吟味し、不必要な情報をみだりに集めない
 - ・実効性があると思えない研修や説明会などは整理統合すること、新たなシステムを構築する際は、説明会がなくとも仕事の進め方が分かるようにすること
 - ・海外からの学生の受け入れに当たっては、受け入れ担当教員の負担とならないようサポート体制を充実させること
- などが必要不可欠だといえます。

 身近に不合理だと思われることがあれば、ぜひ、職員組合までご意見をお寄せください。具体的な事例を積み上げて、改善を要求していきたいと思います。この要求は、教員のみならず、事務方の皆さんにも大いに益になるはずです。ご協力をお願いいたします。

振替休日と代休について

「振替」と「代休」は違うものであるということをみなさんご存知でしょうか？
「振替」とは休日出勤するときに、代わりにどの日を休むかを「事前に」決めることです。「代休」は休日出勤をした「後に」、その代わりとして休むと決めることです。たったそれだけの違い？と思われるかもしれませんが、その違いでもらえる給与が変わるのです。「振替」は、単に出勤する日を入れ替えただけなので、休日出勤しても休日手当は出ません。しかし、「代休」の場合は、休日手当が出ます。

出勤しなくてはいけない業務がある日を振替に指定することはできません

振替日は休日です。休日は労働者の健康を守る目的で定められていますので、この日は大学に来て仕事をしてはいけないことになっています。ですので、出勤しなくてはならない業務がある日を振替日に指定することはできないことになります。

振替日は無理なら指定しなくてもいいのです

しかし、時には忙しくて振替日に指定できそうな日がない場合がありますね？特に1月、センター試験業務で土日出勤して2日も振替を取らなくてはならないのに、講義や会議等が目白押しで出勤しなくてもいい日などない！と言う方もいらっしゃるのではないのでしょうか？そのような場合、無理して振替日を指定しなくてもいいのです。〇〇の業務があるので振替は取れないと言いましょ。その日にしなければならぬ業務のある日を無理やり振替の日にすることは本来できないのです。振替が指定できなかった場合は、休日手当が出ます。もし、講義や会議など、日程を変更することができない業務がある日に振替を設定させられそうになったら、是非組合にご相談ください。



臨床系教員の裁量労働制適用について----回答が届きました

岡山大学病院の臨床系教員に対して裁量労働制を導入することが現在検討されています。この件について組合は2019年8月2日に質問書を提出し、2019年9月9日に回答を得ています(組合だより236号参照)。ただ、その時の回答では労基署と調整・確認中の事項がありましたので、それらの事項について労基署との調整・確認の結果を知らせるようとの要求書を提出しておりました。その回答が2019年11月12日に届きましたので掲載します。



(要求項目)

1. 2019年8月2日提出の申139号「臨床系教員への裁量労働制の適用についての質問書」の質問項目2,3について、岡山労働局との調整結果を明らかにすること。回答期限の11月20日時点でもまだ調整中である場合には、調整中である旨を回答し、調整が済み次第、結果を岡山大学職員組合に明らかにすること。
2. 2019年8月2日提出の139号「臨床系教員への裁量労働制の適用についての質問書」の質問項目4について、岡山労働局との確認結果を明らかにすること。回答期限の11月20日時点でもまだ確認中である場合には、確認中である旨を回答し、確認が済み次第、結果を岡山大学職員組合に明らかにすること。

(回答)

10月25日(金)に岡山労働局から電話による回答がありました。

この中で、厚労省としての結論は出ていないが、岡山労働局の現時点での回答の方向性としては、診療行為に関して、助教に対して、当該診療行為を専ら自然科学に関する研究業務とみなして裁量労働制を適用することは妥当でないと思われる。

そもそも、助教の研究と講師以上の教授研究は別に考える必要があり、教授研究の場合であっても診療を医学研究の一環として認められるのは、例外的にチーム制を取っている場合に限られるとの見解で、本学としては、このことを踏まえて検討を行います。

また、「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」(R1.7.1 付け基発0701第9号)の通達については、歯科医師は適用されないこと、また、大学病院に勤務する医師は適用対象となることが確認されましたが、医師・歯科医師の峻別の是非及びガイドラインとの適合についても併せて本部・大学院医歯薬総合研究科等事業場・病院事業場及び職員組合とも情報を共有しながら検討を進めたいと思います。



まず、要求項目1ですが、前回の質問書の項目2,3について岡山労働局の見解を聞いています。前回の質問書の項目2は裁量労働制適用の対象者は誰かという質問、項目3は医歯薬学研究科の教授会で配布された裁量労働制導入案に助教も適用対象になっていたことの根拠を聞いたものでした。これに対し、岡山労働局の現時点での回答の方向性は助教を適用対象とするのは妥当ではないということです。また講師以上についても診療をチーム制を取っている場合にのみ対象とすることができるという回答でした。臨床系の助教に対しては裁量労働制は導入できないということです。なお、裁量労働制が導入されても対象者全員に一律に適用されるものではないことは、前回の質問書の回答で確認済みです(組合だより236号)。

次に要求項目2についてです。2019年4月に岡山大学病院は「労働時間管理のためのガイドライン」を出しており、そこに労働時間となる業務が記述されています。それによりますと、科研と学内公募で獲得した資金による研究以外の研究・学会発表準備などはすべて「自己研鑽」扱いで超過勤務の対象にならないとなっています。ところが厚労省が出した「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」(R1.7.1 付け基発0701第9号)によると「上司の明示・黙示の指示によって行われる研鑽は労働時



間に該当する」となっています。この整合性に関する見解を質問したものです。これに対する回答として「この通達は大学病院の医師は対象となるが歯科医師は対象でない」とあり、今後も検討を進めるというものでした。確かにこの通達は医師を対象としたものですが、医師と歯科医師で研鑽に関する労働時間の基本的な考え方が異なるとは思えません。

この回答には「職員組合とも情報を共有しながら検討を進めたい」とあります。組合としてもみなさまの声を大学側に届けていきたいと思っています。是非、みなさまのお声を組合までお寄せください。

12/18 全学教研集会「大学の単位制度と学年歴： ～クォーター制，時間割，単位互換等の諸問題～」に参加して



昨今の大学改革の中で、私たちは「学年歴」「学期制」「授業時間」といった言葉に振り回されている。大学制度の根幹であり、学生の学びを支える制度であるはずの学年歴や単位制度が、働きにくさや学びにくさを引き起こしているのはなぜなのか。今回の教研集会で、立命館大学の仲井邦佳先生が一つの答えを提供してくれた。

日本が取り入れた米国の単位制度では、もともと15週の授業開講期間に祝日・休講・定期試験を含み、実質は13週程度の実授業である。ところが2008年の中教審答申になぜか「1単位当たり15時間の講義を必要とし、定期試験の期間を含めてはならない」という文言が含まれたことから、日本の大学歴が窮屈になってしまったという。これは、大学設置基準を曲解した、誰が言ったかも明確でない文言だったことを、仲井先生は資料で裏付けながら説明してくれた。

その後2013年に柔軟な学年歴が認められたものの、各大学はその後大学改革の要請に押されて無理な改革を断行した。岡山大学でも、4学期制を取り入れ、多くの教員が、1,3学期の成績をつけるために、2,4学期の初めは、昼は授業、夜に残業して採点、土日に出勤してもまだ採点締め切りに間に合わない、という状況がうまれている。

文科省の大学改革は、入試改革も含めて、全く上手くいっていない。仲井先生は、審議会に大学の実態がわかっていない経済界の声が入り込んでいることを原因の一つに挙げておられた。経済界が求める大学像は私たちが願う大学像とはずいぶん違うのだろう。参加者の声にもあったが、教員と学生が一つの課題についてゆっくり対話しながら学びを育むのが、大学の本来の姿ではないだろうか。以前はよく授業後に、質問に来たり、議論に食い下がってくる学生がいたものだ。学生も教員も授業後は次の教室へと走って移動しなければならぬ今日の岡山大学では、そんな学びの形など望むべくもない。

現在、やっと岡山大学では60分4学期制の見直しが検討されている。中教審答申に振り回された改革から脱却できるだろうか。学部授業だけ改善され、教養科目は取り残されるのではという不満の声もあちらこちらで聞こえている。本当に学問の場にふさわしい制度を構築してくれることを願って注視していきたい。

(基幹教育センター 五十嵐潤美)

<学習会の詳しい内容は、追って掲載予定です>



12/10 クリスマスパーティを開催しました



恒例クリスマスパーティは12月10日(火)午後7時から9時まで、磨屋町「キッチン PACO」で開催され、41人の参加者がありました。新しい場所での要望を受け、貸し切りができること、スペースに余裕があることなどの理由でこの店を選びましたが、落ち着いて開催でき、なかなか良かったと思います。大橋委員長の挨拶と中富前全大教委員長による乾杯の音頭でパーティは始まりました。しばらく食事を楽しんでところで、ミニ学習会として労働



金庫さんから個人型確定年金 iDeCo の紹介をして頂き、続いて各単組(農, 理, 工, 教育, 全学, 附属属小, 附属中)毎にメンバー紹介をして頂きました。今回は工学部単組から1名, 附属小学校から3名, 附属中学校から5名, 全学から3名のトータル12名の新加入組合員の参加があり、自己紹介をして頂きました。若い新加入の組合員が沢山参加して頂いたので、クリスマスパーティらしい明るい雰囲気でも盛り上がりました。また、今後の組合活動の活性化の希望も高まりました。その後、恒例の組合合唱団のピアノの伴奏

によるコーラスの披露があり、パーティの雰囲気も最高潮になりました。合唱団は2001年の全大教大会を岡山大学で開催したときに、参加者のもてなしのために結成されました。長年の練習の成果が大いに発揮したコーラスに参加者の多くが心を動かされました。合唱の最後は恒例の岡大職組版の「明日があるさ」を全員で歌いました。最後は、恒例のプレゼント企画で、くじ引きの番号順にプレゼントを選んで頂きました。中締め挨拶は数年ぶり?に連

合体書記長に就任した藤原さんにして頂きました。組合主催のクリスマスパーティは会費も安く(参加費は組合員とその家族1500円、新規加入の方は無料のご招待、組合員でなくても組合員の紹介のある方および短時間勤務の職員の方は2000円)、懇談、合唱、プレゼントと盛りだくさんの内容で、一年間の様々なことを忘れて、思い出したりしてリフレッシュできます。来年も是非ご参加ください。

(副委員長 稲垣賢二)



クリスマスパーティに参加して

先日は、クリスマスパーティに参加させていただきありがとうございました。たくさんの方々の努力によって、今、自分が働いているのだなと実感しました。よりよい職場や働く環境になるよう、できることをしてみたいと思います。

(附属中, 武田聡一郎)



クリスマスパーティに参加して

岡大にきて10年目にして組合に加入して、クリスマスパーティに招待いただき、ありがとうございました。これまでも何度かパーティには参加させていただいたのですが、久しぶりに参加して一足早いクリスマス気分を満喫しました。附属小中学校や他部局の先生方との何気ない会話がとてもよい気分転換になりましたし、委員長のユーモアのセンスは、アメリカ人の先生方の間でも話題になっていました。いつも時間に追われていて悩みの種は尽きないのですが、次の10年も笑顔で元気に仕事ができるように頑張りたいと思いました。(全学教育・学生支援機構 留学生相談室 宇塚万里子)



第30回全大教医科系大学職員懇談会 報告

第30回を数える医科系大学職員懇親会(医大懇)は、11月30日(土)から12月1日(日)にかけて、岡山大学鹿田キャンパス・記念会館で開催されました。当日は10大学から32名の参加があり、大変活発な意見の交換がありました。

全体集会では、岡山大学病院副院長である宗宮昌子看護部長から歓迎の挨拶をいただきました。

基調報告のあと、全大教顧問弁護士である笹山尚人弁護士から、「労働関係法を活用し、いきいきとした組合活動を！」というタイトルで記念講演をしていただきました。各種法令と労働組合との関係や、他病院での係争中の案件に対する取り組み事例について学習を深めました。

分科会では、第1・第2合同の「安全・安心の医療をめざして、教職員の労働条件改善」と第3の「魅力ある組合と組織づくり」の2つに分かれ2日間にわたり、活発な意見の交換が行われました。

1日目夜の交流会では、地ビールと岡山大学オリジナル日本酒と焼酎がふるまわれ、大学生協の



ご協力で岡山の名物料理を楽しみながら、交流を図りました。また、岡山大学職員組合合唱団による合唱もあり、最後には全員で「明日があるさ(岡山大学職員組合バージョン)」を合唱して散会となりました。

今回は、30回目の節目となる会でありました。これからも病院を中心に医療系の職場で働く多職種の交流や情報交換、そして組織拡大のヒントを得られる医大懇の重要性は変わりません。今回は多くの方にご参加いただかず、小規模な開催となりましたが、次回はより活発な議論の場として、参集し活用していただければと思います。

(副委員長 小河達之)

ローカル線で行く！フーテン旅行記

第67回

「ふたりっ子」の舞台を走る下町電車！ 南海高野線（通称 汐見橋線）

工学部職員組合 大西孝

「マナカナ」が全国の注目を浴びた朝の連続テレビ小説「ふたりっ子」。1996年秋から97年の春にかけて放送され、大阪の下町を舞台としたコテコテの大阪らしい朝ドラでした。今回は、この朝ドラの舞台を走る南海電鉄高野線の末端区間（通称 汐見橋線）をご紹介します。

南海電鉄は、前身の会社が明治中頃に設立され、関西に5つある大手私鉄の中で最も古い歴史を持ちますが、当初、大阪から和歌山へ走る南海本線と、高野山へ向かう高野線は別の会社が運営していました。南海本線は最初から難波駅と和歌山市駅を結んでいましたが、高野線は難波駅から1.5kmほど西にある汐見橋（しおみばし）駅を起点にしており、南海本線とは岸ノ里（きののさと）駅でX字状に交差していました。両線の運営会社が統合された後は、大阪ミナミの中心へ乗り入れた方が便利のため、昭和初期には高野線の電車が難波へ発着するようになり、岸ノ里駅から汐見橋駅の間は高野線の支線となりました。この区間は「汐見橋線」と呼ばれ、岸ノ里駅が高架になり岸里玉出（きののさとたまで）駅と改称された今では、2両編成のワンマン電車が、30分おきにわずかな乗客を乗せて走っています。

汐見橋駅は阪神なんば線の桜川（さくらがわ）駅のすぐ隣に位置しており、大阪ドームがそびえる大阪環状線の大正駅からも徒歩10分程度で訪れることができます。がらんとした駅舎の改札を抜けると、行き止まりのホームでは岸里玉出行き（きりたまで行き）の電車が止まっています。電車の銘板を見ると



南海高野線の起点である汐見橋駅。古めかしい駅舎からは、発車を待つワンマン電車が見えます。



汐見橋から9分で岸里玉出駅に到着。電車が行き交う南海本線の隣にある短いホームに、2両編成の汐見橋行きは肩身が狭そうに停車しています。

「昭和45年製造」とあり、50年近く走ってきた大ベテランです。数名の乗客を乗せて発車すると、大阪環状線をくぐり、芦原町（あしはらちょう）、木津川駅と停車しますが、いずれの駅も乗降はほとんどなく、まさに大都會のローカル線といった趣です。津守（つもり）まで来ると下町のど真ん中を走るようになり、西天下茶屋（にしてんがちゃや）を出発すると、高架を上がり南海本線と合流して終点の岸里玉出です。汐見橋からここまでの距離は5km弱、9分のミニトリップは終わります。岸里玉出の南海本線のホームからは、駅の隅に設けられた短いホームで肩身が狭そうに発車を待つ汐見橋行きの電車が見えます。

岸里玉出から一駅戻った西天下茶屋駅で下車します（本線の天下茶屋駅からは徒歩15分程度。余談ながら、作中でしばしば登場した通天閣の最寄り駅は新今宮です）。古風な駅舎に目を奪われますが、この近くには「ふたりっ子」のロケ地となった「銀座商店街」があり、路地を抜けて商店街へ向かいます。商店街にはお好み焼き屋さんや喫茶店、衣料品店などがあり、懐かしい昭和の雰囲気が残っています。小腹が空いたら、お肉屋さんでコロッケを求め、熱々のところをいただくのも良いでしょう。マナカナ姉妹は豆腐屋の娘という設定でしたが、どこかにロケの痕跡でも残っていないかと思いながら歩くと、商店街にあるスーパーの入口の横に「ふたりっ子」と書かれた石碑が慎ましく立っており、主演の二人（大人になってからの役を演じた岩崎ひろみさんと菊池麻衣子さん）の彫像が取り付けられていました。石碑の周りは買い物用のカートに囲まれ何とも目立ちませんが、下町に溶け込んでいたドラマのロケ地には、仰々しい記念碑よりもこの方が似合っているのかもしれない。



「ふたりっ子」のロケ地となった銀座商店街。懐かしい雰囲気が残る商店街です。



商店街のスーパーの入口にある「ふたりっ子」の石碑。何とも目立たないところに鎮座しています。

教職員の皆様へ

教職員共済生活協同組合 **総合共済** 幅広い保障が魅力です。



1年以上契約すると
誰でももらえる!

- | | | | | | |
|---|--|--|---|--|---|
|
1 個人賠償
日常生活の賠償事故にはご家族の賠償事故も対象 |
2 教職員賠償
業務中の賠償事故には(契約者の賠償事故のみ対象) |
3 退職
契約後1年以上してから退職したとき |
4 火災
火災や落雪、他人の居室からの漏水などでも |
5 住宅災害
地震・台風・高波などの自然災害による被害に |
6 災害見舞
①③で対象にならない別棟の物置等の被害に |
|
7 死亡
ご本人、配偶者の死亡時に |
8 後遺障害
所定の障害状態になったとき |
9 入院・休業
病気やケガ、介護等で入院・休業したら |
10 傷害
業務中・通勤中にケガをして入院したら |
11 介護
(傷害事故によるケガが原因で重度後遺障害となり所定の要介護状態になったら |
12 遭難救助
遭難して捜索費用や救助費用などがかかったら |

お問い合わせは教職員共済生活協同組合 大学事業所 TEL : 0120-628-095 (平日 9:00-17:30)
<https://www.daigaku-kks.jp/>



無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。
 連絡先：中東靖恵 文学部准教授 内線 7426



あなたも組合の仲間になりませんか?

主な活動：団体交渉、学長との懇談会 研究科長・各部長・病院長と交渉 講演会、学習会の開催 レクリエーション活動、コーラスなど

教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！ 一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。お申し込みは、各単組役員、もしくは組合事務所まで。メールからも、お申し込みできます。
 職員組合 ODUnion@mb4.seikyuu.ne.jp

岡山大学職員組合加入申込書 (単組役員もしくは組合事務所宛に提出してください)
 岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。



氏名： _____ 所属： _____

連絡先 (内線・Eメールなど) _____ 職種： _____ 性別： 男・女